

訪問看護重要事項説明書（介護予防・医療保険含む）

当事業所は、厚生労働省第 37 号第 8 条に基づいて、以下の内容を説明させていただきます。

1.事業者

法人名	N P O 法人創源	代表者名	緒方 洋平
住所	熊本県菊池市隈府 494 番地 16 大忠ビル	電話番号	0968(41)5966

2.事業所の概要

(1)名称及び事業の種類等

事業所の名称	訪問看護ステーションそうげん	電話	0968(41)5966
施設の所在地	熊本県菊池市隈府 494 番地 16 大忠ビル	F A X	0968(41)5967
開設年月日	平成 28 年 9 月 1 日	介護保険事業所番号	4361090055
管理者の氏名	岩下 祐太郎	サービス提供地域	菊池市・山鹿市・大津町 菊陽町・合志市・熊本市北区

(2)事業の目的・運営方針

〈事業の目的〉 介護保険法（医療保険含）等関係法令及びこの契約書に従い利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう、訪問看護サービスを提供します。

〈運営方針〉 療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指すと共に、可能な限り利用者様が居宅において自立した日常生活を営むことが出来るように支援いたします。

(3)職員体制

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備考
管理者	経験のある看護師	1 名				
看護職	看護職員	5 名				
作業療法士		1 名				
事務員						

(4)営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8 時 15 分～17 時 15 分
サービス提供対応日	必要に応じ国民の祝日、土曜をサービス提供日とすることがある

※緊急時訪問看護加算契約者に対しては、24 時間体制にて電話でのご相談及び、緊急時必要に応じて訪問します。

3.サービスの内容

(1) 介護保険（医療保険）の給付対象となるサービス

- | | | |
|---------------------|-------------------|-----------|
| ① 病状の観察等(血圧、体温、脈拍等) | ② 褥瘡等の予防・処置 | ③ 体位変換 |
| ④ 清拭、洗髪等による清潔の保持 | ⑤ カテーテル等の管理 | ⑥ 認知症の看護 |
| ⑦ 療養生活や看護方法の指導、助言等 | ⑧ リハビリテーション | ⑨ ターミナルケア |
| ⑩ 精神障害者のケア | ⑪ その他、医師の指示による処置等 | |

(2) 介護保険（医療保険）の給付対象とならないサービス

① 介護保険給付の支給限度を超える訪問看護サービス

介護保険給付の支度限度を超えたサービス利用は、全額ご契約者の負担となります。

② 通常の事業実施以地域外への訪問

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、実施区域を超える時点から訪問費用として1回につき300円いただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で契約者様に負担いただく事が適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

4.利用料金

利用料は、別紙料金表に記載（医療保険の場合は各種保険内負担額）

介護保険で訪問看護サービスを利用する場合の自己負担額は、介護保険負担割合証に基づきます。但し、介護保険の支給限度を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した全額とします。

1.基本料金に対してサービス提供開始時間が早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。割増料金は、介護保険の支給限度額範囲であれば介護給付の対象になります。医療保険も夜間・早朝・深夜加算（保険内）が算定されます。

2.上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

但し状況に応じて（緊急時訪問等）訪問することがありますので、その際はご利用者の了解を得ます。

3.訪問看護計画書に基づいて初回利用する際と入院中・入所中に病院等とサービス調整に当たる際に加算が算定されます。

4.ターミナルケア加算は在宅での看取りを希望された利用者に対して、計画書に同意を得て、ターミナルケアを行った際に算定されます。

5.料金の請求及びお支払方法

1.利用料の請求方法…月末締め、毎月10日前後に請求書をお渡しいたします。

2.支払方法…口座振替、または現金。

3.領収証…お支払い確認後、領収証をお渡しいたします。

6.緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合及び従業員が必要であると判断した場合は、速やかに主治医への連絡を行うと共に救急隊・警察などに必要な措置を講じます。また、利用者様が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

7.感染症蔓延及び災害発生時の対応

- 1.感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- 2.指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防策を講じて必要な訪問を行います。

8.看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- 1.利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などのあずかり
- 2.利用者又は家族からの金銭、飲食の授受
- 3.利用者の同居家族に対するサービスの提供
- 4.利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5.身体拘束その他利用者の行動を制限する行動を制限する行為
(利用者又は第三者の生命や身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合は除く)
- 6.利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

9.虐待の防止及び身体拘束の適正化

虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 1.虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。また、虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。
- 2.虐待の防止のための指針を整備します。
- 3.職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- 4.虐待防止に関する責任者：事務所管理者
- 5.虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めると共に、高齢者虐待防止検討委員会及び責任者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- 6.虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報します。
- 7.利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度等の利用を支援します。

10.カスタマーハラスメントの禁止および利用制限・契約解除

1.利用者およびそのご家族・関係者（以下「利用者等」という。）は、当事業所の職員に対し、以下の各号に該当する行為（カスタマーハラスメント）を行ってはならないものとします。

- (1) 職員に対する暴力、威嚇、暴言、脅迫、侮辱その他の人格を傷つける言動
- (2) 社会通念上不相応な長時間の拘束、執拗な電話、夜間の不当な呼び出し
- (3) 法令・契約内容・事業所の運営規定を著しく逸脱した不当な要求や金銭の要求
- (4) 職員に対するセクシュアルハラスメント行為（卑猥な発言、不必要な身体接触等）
- (5) 職員の写真・動画・音声の無断撮影・録音、およびそれらをインターネットや SNS 等に公開・送信する行為
- (6) 職員個人への誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為
- (7) その他、当事業所の円滑な業務遂行を著しく妨げる行為

2.当法人は、利用者等による前項各号の行為が認められた場合、職員の安全確保のため、直ちに対応を中断・退去を求めることがあります。

3.利用者等による前項の行為が改善されない場合、またはその態様が著しく悪質であると当法人が判断した場合、当法人は事前の催告を要することなく直ちにサービスの提供を停止し、本契約を解除することができます。

4.著しい迷惑行為・違法行為に対しては、警察への通報および顧問弁護士を通じて損害賠償請求等の法的措置を講じる場合があります。

11.秘密の保持と個人情報の保護について

1.事業者は「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省策定の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、利用者とその家族の秘密・個人情報の適切な取り扱いに努めます。

2.事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」とする)は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密・個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密の保持と個人情報を保護する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

3.事業者は、利用者から予め文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議などで利用者の家族の個人情報を用いません。

4.事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の細心の注意のもと管理し、漏洩の防止に努めます。また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

5.事業者が管理する利用者及びその家族の個人情報について、本人より情報の開示請求があった場合、その求めに応じてその内容を開示することとします。また、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

6.事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持及び個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

12.キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただきます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

・ご利用日の前営業日 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
・当日の利用時間 1 時間前までにご連絡がない場合	当該料金の 100%

13.その他

- 1.訪問看護指示書発行の際に一部負担金が生じますのでご承知お願いいたします。
- 2.利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することが出来ます。
- 3.予定した訪問看護が出来ない場合は、あらかじめ電話等にて調整連絡させていただきます。

14.サービスに関する相談・苦情の受付について

1.当事業所

訪問看護ステーションそうげん	担当者	岩下 祐太郎
	電話番号	0968(41)4966

2.行政機関その他相談窓口

熊本県国民健康保険団体連合会	電話番号	096(214)1101 〈苦情相談窓口〉
熊本県健康福祉部 高齢者支援課 居宅介護班	電話番号	096(333)2219
菊池市役所健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係	電話番号	0968(25)7215

訪問看護利用料金表【介護保険】

令和8年6月1日現在

《要介護》1割または所得によって2割、3割の負担となります。

		費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1 (20分未満)	314単位	3,140円	314円	628円	942円
訪問看護Ⅰ 2 (30分未満)	471単位	4,710円	471円	942円	1,413円
訪問看護Ⅰ 3 (30分以上 60分未満)	823単位	8,230円	823円	1,646円	2,469円
訪問看護Ⅰ 4	1,128単位	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
訪問看護Ⅰ 5 (1回 20分)※	294単位	2,940円	294円	588円	882円

《要支援》1割または所得によって2割、3割の負担となります。

		費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1 (20分未満)	303単位	3,030円	303円	606円	909円
訪問看護Ⅰ 2 (30分未満)	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
訪問看護Ⅰ 3 (30分以上 60分未満)	794単位	7,940円	794円	1,588円	2,382円
訪問看護Ⅰ 4	1,090単位	1,090円	109円	218円	327円
訪問看護Ⅰ 5 (1回 20分)※	284単位	2,840円	284円	568円	852円

- 早朝(6:00～8:00)または夜間(18:00～22:00)の訪問の場合
- 上記単位数の25%増
- 深夜(22:00～6:00)の訪問の場合
- 上記単位数の50%増

※理学療法士等による訪問

- ・理学療法士等による訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合(60分/1日)
- 上記単位数の90/100
- ・理学療法士等による介護予防訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合(60分/1日)
- 上記単位数の50/100
- ・理学療法士等による介護予防訪問看護を利用開始日から12月を超えて利用する場合
- 5単位減/1回

<病状によって下記の料金が加算されます>

		費用額 (10 割)	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
特別管理加算(Ⅰ) (1 月につき)	500 単位	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算(Ⅱ) (1 月につき)	250 単位	2,500 円	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア加算 (死亡月につき)	2,500 単位	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
複数名訪問加算(Ⅰ) (30 分未満)	254 単位	2,540 円	254 円	508 円	762 円
複数名訪問加算(Ⅱ) (30 分以上)	402 単位	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算 (所要時間の通算が 1 時間 30 分を超えた場合)	300 単位	3,000 円	300 円	600 円	900 円
初回加算(Ⅰ) (退院した日に訪問看護を行った場合)	350 単位	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
初回加算(Ⅱ) (退院した翌日以降に訪問看護を行った場合)	300 単位	3,000 円	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算	600 単位	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
介護職員等処遇改善加算	1 ヶ月間の介護保険利用料 に 1.8% を乗じた単位数		1 割	2 割	3 割

<利用者様のご希望により契約された場合は下記の単位が加算されます>

		費用額 (10 割)	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574 単位	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円

<その他の利用料>

交通費	サービス提供地域外は 300 円負担
-----	--------------------

※准看護師の訪問含む場合は所定額の 90/100

※介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

訪問看護料金表【医療保険】

令和8年6月1日現在

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者(75歳以上)		1割または所得によって2割、3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般 (70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

<基本利用料金明細>

		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降 (厚生労働大臣が定める疾病等) 看護師の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降 (厚生労働大臣が定める疾病等) 看護師の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養費備えた外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,280円
	週3日目まで30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,670円
	週4日目まで30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目まで30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,970円
乳幼児加算(6歳未満)		1,400円	140円	280円	420円
複数名訪問看護加算(看護師)(週1回、1日につき)		4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 (週4回以上訪問できる方)	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
訪問看護管理療養費2 (1日につき)	2日目以降	3,010円	301円	602円	903円

<病状によって下記の料金が加算されます>

		料金	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
長時間訪問看護加算(週 1 回まで) (15 歳未満の)超重症児または準超重症児は週 3 回まで)		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急時訪問看護加算 (1 日につき)	月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	800 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算 (1 月につき)	利用者の状態により I または II	I)5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		II)2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算(1 月につき) (利用者の状態に応じ月 2 回を限度)		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院時支援指導加算(週 4 日以上訪問できる方)		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算(1 月につき)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1 月につき 2 回)		2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護情報提供療養費		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費(Ⅰ)		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費(Ⅱ)		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,830 円	183 円	366 円	549 円
訪問看護物価対応料	月の初日	60 円	6 円	12 円	18 円
	月 2 回目以降	20 円	2 円	4 円	6 円

<利用者様のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます>

	料金	利用者負担額		
		1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算(1 月につき)	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
情報提供療養費(1 月につき)	1,500 円	150 円	300 円	450 円

〈各加算の内容〉

▼緊急時訪問看護加算／精神科緊急訪問看護加算

主治医からの指示等を受けて計画外の訪問を行った場合に算定されます。

▼長時間訪問看護加算／長時間精神科訪問看護加算

長時間の訪問を必要とする利用者に対して、1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供した場合に算定されます。

▼乳幼児加算

6 歳未満の利用者（下記表を参照）に対して訪問看護を実施した場合に算定されます。

乳幼児加算	6 歳未満の乳幼児
乳幼児加算	超重症児又は準超重症児、特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病者の者、特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者

▼難病等複数回訪問加算／精神科複数回訪問加算

難病等の利用者に対して、1 日に複数回の訪問看護を行った場合に算定されます。

▼複数名訪問看護加算／複数名精神科訪問看護加算

主治医から複数名の訪問看護が必要であると認められ、利用者やその家族からの同意を得た上で、同時に複数名で訪問した場合に算定されます。

▼24 時間対応体制加算

電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急時訪問が行える体制にある事業所において、利用者の同意を得た上で月に 1 回算定されます。

▼特別管理加算

特別な管理を要する利用者(下記を参照)に対して、計画的な管理を行った場合に月に 1 回算定されます。

特別管理加算（2,500 円）	特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者
特別管理加算（5,000 円）	特掲診療科の施設基準等別表第八一号に掲げる者

▼退院時共同指導加算

病院等から退院する際に、当事業所の看護師等を入院施設の職員とで、在宅療養の指導を行った場合に加算されます。

▼特別管理指導加算

退院時共同指導加算をする算定する利用者のうち、特別管理加算の対象となる利用者である場合に算定されます。

▼退院支援指導加算

保険医療機関から退院する利用者、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に算定されます。

▼在宅患者連携指導加算

利用者やその家族から同意を得た上で、訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関や薬局と情報を共有して、それを基に療養上必要な指導を行った場合に算定されます。

▼看護・介護職員連携強化加算

喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合に算定されます。

▼在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更の際、カンファレンスを行い、適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行った場合に算定されます。

▼訪問看護情報提供療養費

利用者(及びその家族)の同意を得た上で、利用者の関係機関(市町村、相談支援事業所、学校、保険医療機関等)に訪問看護に関する情報を提供した場合に加算されます。

▼訪問看護ターミナルケア療養費

主治医との連携の下に、終末期の看護を提供した場合に算定されます。

※介護保険における看取り介護加算等を算定した利用者にターミナルケアを提供した場合に2が算定されます。

▼訪問看護ベースアップ評価料

勤務する看護職員その他の医療関係各種の賃金の改善を実施した場合に算定されます。

〈その他〉

報酬改定等により料金に変更となる場合がございます。

料金に変更となる際は、改定に準じた料金にて請求いたします。

また、料金変更が確定した際には、速やかに改定内容をご案内いたします。

年 月 日

訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】 熊本県菊池市隈府 494 番地 16 大忠ビル
NPO 法人 創源

【事業所】 熊本県菊池市隈府 494 番地 16 大忠ビル
訪問看護ステーションそうげん ㊤
(指定番号 4 3 6 1 0 9 0 0 5 5)

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

【ご利用者様】

住所 _____

氏名 _____

【ご家族の代表者】

住所 _____

氏名 _____ (続柄)

利用者は、身体の状態等より署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【署名代筆者】

住所 _____

氏名 _____ (続柄)